HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学部法学会記事(昭和四二年六月～八月)・北海道大学法学部公法研究会記事(昭和四二年七月)・北海道大学法学部刑事法研究会記事(昭和四二年九月)・北海道大学法学部政治学研究会記事(昭和四二年七月～九月)・北海道大学法学部民事法研究会記事(昭和四二年七月)
Citation	北大法学論集, 18(2), 179-180
Issue Date	1967-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/27864
Type	bulletin (other)
Note	雑報
File Information	18(2)_P179-180.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

（昭和四二年六月～八月）

三、六月二三日（金）午後一時三〇分～五時

○「フランスにおける企業内組合活動」

報告者　保　原　喜志夫

出席者　一一名

フランスでは企業内の労働組合活動は法の保護下にない。たとえば、昼休みに企業内の食堂で組合費を徴収したことも解雇事由となる。フランスでは労働組合は企業外にあるものという観念が支配的だからである。これに対して、近年、企業内の労働組合活動を法認せよ、という主張が労働組合側からなされ、企業によっては労働組合と協定を結んで、企業内活動を承認しているものもある。立法によって承認すべきだという主張もみられる。こういった立場、動きに対しては、経営者側の反対も強力なようである。

わが国のように企業別組合が原則型ということができ、企業内労働組合活動がかなり活発におこなわれているところからみると、フランスにおいて、労働組合は企業外の存在であるという観念が支配的であることは、はなはだ興味をひく。しかも、最近では、フランスでも、企業内労働組合活動を法認せよ、という主張がされるに至っているという。なぜこのように変化してきたのであろうか。これ又、興味をひく問題である。

右のような問題に答えるには、フランス法の歴史、所有権観念の変せん、をたどるほか、社会・経済的地盤の変化をさぐらなくてはならない。労働組合活動を企業内からしめ出すことは、労働者が企業から遠く離れて住むようになって、企業外での労働者同士の連絡が十分つきかねるに至ったというような事態の変化だけをみても明らかなように、労働組合活動の全面的否定にもひとしい。しかし、企業内の活動を承認するのはよいとして、御用組合化する危険が出てきはしまいか。もっとも、日本と労働組合運動の歴史も異なるフランスでは、そのような心配は不要だともいえるのかも知れない。

法学会で労働法の問題がとりあげられることは、これまでのところ、きわめてまれであった。今回は、そのまれな場合に該当する。というわけでもないだろうが、議論はなかなか活発であった。のみならず、報告者は、フランスに留学したさいに、フランスの労働組合活動、労働協約を研究、なまの資料を集めることを約束した。その成果を期待して待つことにしたい。

四、七月二八日（金）午後一時三〇分―四時三〇分

○「商号の保護」

報告者　近　藤　弘　二

出席者　七名

題して「商号の保護」。ただし、報告ならびに議論が商法

その他の実定法上の商号保護規定の解釈論に文字どおり終始したわけではない。素材としては、鈴木竹雄「商号の侵害」（我妻還暦記念論文集（下）所収）が用いられた。問題は商法一九条、二〇条一項、二一条、不正競争防止法一条一項それぞれの間の関係をどのように把握するかということであった。通説的見解は時間的に先に規定されていた商法一九条、二〇条が同法二一条、不正競争防止法一条一項の登場によって実質上の変更を受けたと解する（未登記の商号にも登記済商号と同様に専用権が与えられることになった）。これに対し鈴木教授が反論を展開する。その詳細な内容を紹介することはこの雑報の任務ではないと思われるので省略する。

報告後議論された点を拾えば次のようなものがあった。通説・鈴木説いずれにせよ結果的には大差がないように思われる。問題はもっぱら説明方法の差異に尽きる。それにしても、説明方法の巧拙ということもゆるがせにしえない重要な問題である。また、鈴木教授のように同一法典のうちにある規定の間に調和をもたらすように解釈上の努力をあたう限り払うことが法解釈の方法として正しい方法なのかどうか。さらに、商号のみならず、その他権利の公示が法律上しばしば問題になるけれども、現行法上、公示・公示方法に関する規定がとかく不充分である。

北海道大学法学部公法研究会記事

（昭和四二年七月）

六、七月十四日（金）判例研究　　秋山義昭

○判例時報四六六号　一九頁
○判例時報四六七号　一六頁　　畠山武道
○判例時報四六八号　三頁　　宮本昌子

北海道大学法学部刑事法研究会記事

（昭和四二年九月）

四、九月九日（土）

○西ドイツ刑法紀行　　北大小暮

北海道大学法学部政治学研究会記事

（昭和四二年七月～九月）

五、七月三一日（木）

○文献紹介――中国民国期農村社会研究　　斎藤

六、九月二一日（木）

○ビスマルクと議会主義　　矢田

北海道大学法学部民事法研究会記事

（昭和四二年七月）

九、七月七日（金）最高裁判所判例研究

○民集二〇巻　四号　七九二頁　　佐保
○民集二〇巻　四号　七二〇頁　　中川
○民集二〇巻　九号　一九〇一頁　　半田